

## 市川市介護サービス事業者等指導実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第23条並びに市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第12条の規定による文書の提出等に係る措置を受けた介護保険に係るサービス事業者及び介護保険施設等の開設者等（以下「サービス事業者等」という。）に対して、市が行う指導について、必要な事項を定めるものとする。

### (指導方針)

第2条 市長は、サービス事業者等に対して行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費（以下「介護給付等」という。）の支給に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、サービス事業者等の支援を基本とした介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の支給の適正化を図るため、改善の必要があると認められる事項について適切な指導を行うものとする。

2 市長は、介護給付等対象サービスの内容及びサービス事業者等からの介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求の内容及び法令及び市が別に定める指導に係る基準（以下「法令等」という。）に対する適合状況等について明らかにし、改善の必要があると認められる事項について適切な指導を行うものとする。

### (指導の対象)

第3条 この要綱において必要な事項を定める指導の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

- (1) 法第8条第25項に規定する介護保険施設及び旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の開設者等

- (2) 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者
- (3) 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者
- (4) 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (5) 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者
- (6) 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者
- (8) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業を行う指定事業者
- (9) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を行う指定事業者
- (10) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者
- (11) 第1号から第7号までに掲げるものに係る特例によりサービスを行うもの  
(実施方針の策定)

第4条 市長は、指導を効果的かつ効率的に実施するため、毎年度、指導の重点事項、目標等を掲げる指導実施方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

（指導の形態）

第5条 指導の形態は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 集団指導 必要な指導の内容に応じ、指導の対象となるサービス事業者等を一定の場所に集めて行うものとする。
- (2) 実地指導 指導の対象となるサービス事業者等の事業所において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり行うものとする。
  - ア 一般指導 市が単独で行うものとする。
  - イ 合同指導 市が厚生労働省、千葉県等と合同で行うものとする。

（指導の対象の選定基準）

第6条 市長は、重点的かつ効率的な指導を行うため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める選定基準に基づき指導の対象を選定するものとする。

(1) 集団指導の対象の選定基準 市が指定の権限を有するサービス事業者等を対象として選定するものとする。

(2) 実地指導の対象の選定基準 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

ア 一般指導 次のいずれかに該当するサービス事業者等を対象として選定するものとする。

(ア) 一般指導を行う年度の前年度にサービス事業者等の指定を受けたもの

(イ) 前回の一般指導を受けた日の属する年度の初日から起算して5年を経過したもの

(ウ) その他市長が特に一般指導を行う必要があると認めるもの

イ 合同指導 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から必要と認めるものを選定するものとする。

2 千葉県及び他の市町村が一般指導を行った結果、特に問題が認められなかったサービス事業者等については、当該年度における実地指導を省略することができるものとする。

(指導の実施方法)

第7条 指導の実施方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 集団指導 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 指導の通知 市長は、指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、当該サービス事業者等に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を文書等により通知するものとする。

(ア) 指導の根拠規定及び目的

(イ) 指導の日時及び場所

- (㉞) 指導の担当者
- (㉟) 出席を求める者
- (㊱) 準備すべき書類等

イ 指導方法 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行うものとする。この場合において、当該講習等を欠席したサービス事業者等に対しては、当日使用した必要書類を送付する等必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 指導の通知 市長は、指導の対象となるサービス事業者等を決定したときは、当該サービス事業者等に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、指導の対象となる事業所において、高齢者虐待が疑われている等の理由からあらかじめ通知することにより当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導を開始するときに文書により通知するものとする。

- (㉞) 指導の根拠規定及び目的
- (㉟) 指導の日時及び場所
- (㊱) 指導の担当者
- (㊲) 出席を求める者
- (㊳) 準備すべき書類等

イ 指導方法 法令等に基づき、関係者から関係書類を基に説明を求めるものとし、面談方式により行うものとする。

ウ 指導結果の通知等 市長は、実地指導の結果、改善等を要すると認められる介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求の内容に係る事項について、後日、文書によりその旨の通知を行うものとする。

エ 報告書の提出の求め 市長は、ウの規定による通知を行ったサービス事業者等に対して、当該通知を受け取った日から起算して30日以内に

文書による改善を要すると認められる事項に係る報告を行うよう求めるものとする。

(調査書等の提出)

第8条 市長は、指導の実施に当たって、あらかじめ、サービス事業者等に対して当該指導の実施に必要な書類の提出を求めることができる。

(監査への変更)

第9条 市長は、実地指導を行っているときに次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、当該実地指導を中止し、直ちに市川市介護サービス事業者等監査実施要綱（平成29年7月7日施行）に基づく監査を行うものとする。

(1) 法令等の規定に著しく違反していることが確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 介護報酬の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。